**○農林水産省告示第千三十八号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三十九号**

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四十号**

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 「鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン | 563,100 | 62,500 | 13 | 2」を |
| 「鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン | 548,700 | 62,500 | 14 | 2」に、 |
| 「鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン | 514,400 | 0 | 12 | 2」を |
| 「鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン | 311,600 | 49,900 | 12 | 2」に、 |
| 「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン | 445,500 | 20,300 | 9 | 2」を |
| 「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン | 445,500 | 20,300 | 9 | 2」に |
| 「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・ストレプトコッカス・ジスガラクチエ感染症混合不活化ワクチン | 870,000 | 20,300 | 11 | 2」を |

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 「（ワクチン（シードロット製剤）の部） | | | | に、 |
| 「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）混合トキソイド（シード） | 2,200 | 22,200 | 2 | 2」を |
| 「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）混合トキソイド（シード） | 254,100 | 20,300 | 12 | 2」を |
| 「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード） | 254,100 | 20,300 | 12 | 2」に |
| 「ニューカッスル病生ワクチン（シード） | 0 | 108,500 | 2 | 2」を |
| 「ニューカッスル病生ワクチン（シード） | | | 2 | 2」に |

改める。

表診断液の部中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 「ブルセラ病診断用菌液 | 23,200 | 0 | 6 | 2」を |
| 「ブルセラ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット | 23,200 | 0 | 6 | 2」に |
| | 44,800 | 0 | 180検体用 | 450検体用 |

改める。

**○農林水産省告示第千四十一号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林水産省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

ただし書中(70)を(79)とし、(29)から(69)までを九ずつ繰り下げ、(28)を(36)とし、(36)の次に次のように加える。

(37)　猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合生ワクチン（シード）

(27)を(35)とし、(26)を(34)とし、(25)を(32)とし、(32)の次に次のように加える。

(33)　マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(24)を(31)とし、(23)を(30)とし、(22)を(28)とし、(28)の次に次のように加える。

(29)　鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(21)を(27)とし、(20)を(26)とし、(19)を(25)とし、(18)を次のように改める。

(24)　鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用）（シード）

(17)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22)　鶏伝染性喉頭気管炎生ワクチン（シード）

(23)　鶏伝染性喉頭気管炎凍結生ワクチン（シード）

(16)を(20)とし、(15)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

(18)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(19)　豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症（全菌体・部分精製トキソイド）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(14)を(16)とし、(11)から(13)までを二ずつ繰り下げ、(10)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(9)を(10)とし、(6)から(8)までを一ずつ繰り下げ、(5)の次に次のように加える。

(6)　イバラキ病生ワクチン（シード）